「第3期和歌山県教育振興基本計画」(案)に係る県民意見募集の概要

第3期和歌山県教育振興基本計画に関する意見の概要及び意見に対する県教育委員会の考え方は、以下のとおりです。

なお、第3期和歌山県教育振興基本計画は、長期総合計画に沿って、今後5年間の本県の教育がめざす基本的方向とその取組の内容を明らかにするものであるため、施策に関していただいた詳細な意見については、今後の教育施策を進めていく上での参考とさせていただきます。

I 県民意見募集の概要

1 意見募集の期間

平成30年2月1日(木)から平成30年2月26日(月)

2 提出された意見の件数

5名12件(郵送1名、電子メール4名)

Ⅱ 提出された意見の概要とこれに対する県教育委員会の考え方

(1)計画(案)全般について

意見の概要

学力向上、道徳性の育成、避難訓練などは確かに、保護者・県民から学校に求められているものである。しかし、現在も学校では、子供たちや地域の実態を踏まえて、保護者や地域との連携のもとに授業や教育活動に取り組んでいる。県教育委員会がここまで具体的に「実施すべきこと」を求めると、学校や市町村教育委員会が、それぞれの課題に対する取組を自主的・自発的に行うことが困難になる。学校の主体性を大切にするために、教育振興基本計画は県がめざす教育の「骨格」を示す程度にとどめるべきである。

県教育委員会の考え方

本計画は、長期総合計画が示す「めざす将来像」を実現するための教育部門計画として位置付けており、今後5年間の本県の教育がめざす基本的方向とその取組の内容を明らかにするものです。

また、その「めざす将来像」を実現するためには、学校や行政だけでなく、家庭、地域等が一体となって教育に取り組むことが重要です。そのためには、まず、県民の皆様に本計画をはじめ、県の教育のめざす将来像や取組を知っていただく必要があります。

このような理由から、本計画は、本県の教育がめざす基本的方向やその取組の内容等について、できるだけ詳しく具体的に記載しています。

意見の概要

計画に記載された内容を全て実施することは、到底不可能なことであり、政府・文科省が進める「働き方改革」の理念にも反するものである。今回、初めて「教職員の勤務環境の整備」という項が設けられ、教職員の多忙化解消が取り上げられたことは評価できるが、計画にある具体的な取組を全て学校に強制するのであれば、教職員の多忙は、解消どころか、ますます深刻化する。教職員の長時間勤務・多忙解消のためにも、学校や教職員に裁量を与え、主体性を大切にすることが重要である。

計画案には、いじめや不登校の解消、学校図書館の充実、県内就職の促進、高等教育機関の充実、教職員の長時間勤務の改善など賛同できるものがある。また、地方自治の原則にのっとり、地域をキーワードにした計画などの面については賛同できる。

しかし、進捗管理目標については、競争主義的で国家主義的なものを感じるとともに、学校の主体性を損ない、教職員の多忙化に拍車をかけないか危惧する。また、学習到達度調査、高等学校の再編・統合、英語・道徳教育等がこれでいいのか、地域に根ざして、生徒・教職員・保護者・地域が参加・共同する学校づくりになるのかどうか懸念する。

「進捗管理目標」について、数値目標がひとり歩きし、学力テストの事前対策が広がったり、子供の障害の状況や子供・保護者の希望に関わらず、とにかく一般企業へ就職することが求められたりするなど、「子供のため」ではなく「数値を上げるため」の教育が強められないか危惧する。

県教育委員会の考え方

現在、大きな課題となっている教職員の多忙化解消に向けて、本計画では、第3章将来像の実現に向けた取組の基本的方向2に「4. 教職員の勤務環境の整備」の項目を設けました。教職員が心身ともに健康でやりがいをもち、子供と向き合う時間を確保できるよう、勤務時間を十分に認識した働き方や、学校・教職員の業務改善に取り組むこととしています。

このような取組を進めることにより、教職員の多忙化の解消を 図りながらも、本県教育がめざす将来像の実現に取り組んでまい ります。

進捗管理目標は、実施した取組の成果を測り、PDCAサイクルに生かすものであり、学校の主体的な教育活動を損なうものではありません。

また、学校・家庭・地域が連携・協働し、学校や家庭・地域が 抱える様々な課題の解決につなげる取組として、第3章将来像の 実現に向けた取組の基本的方向3に「1. きのくにコミュニティ スクールの推進」の項目を設けており、学校と地域が一体となり、 役割分担をしながら同じ目標に向かって取り組む「きのくにコミュニティスクール」を推進することとしています。

意見の概要

計画案では「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充」「定数内講師を半減」「事務作業等をサポートするスタッフ」「普通教室の無線LANの整備」など教育条件・環境整備に触れている部分もあるが、肝心の教員の増員には触れられていない。県単独の教員の配置について計画に載せ、実施すべきである。

県教育委員会の考え方

第3章将来像の実現に向けた取組の基本的方向2の「4. 教職員の勤務環境の整備」の重点的に実施する取組に「『チームとしての学校』の実現に向けた専門スタッフの配置促進」として、「教員が抱え込んでしまう仕事を分担するため、多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等を支援するスタッフや、事務作業等をサポートするスタッフ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、専門スタッフの配置を促進します。」と記載しています。

また、基本的方向3では「1. きのくにコミュニティスクールの推進」の項目を設けており、学校と地域が一体となり、役割分担をしながら同じ目標に向かって取り組む「きのくにコミュニティスクール」を推進することとしています。

このような外部人材の活用や地域と連携・協働した取組を進めることによって多様な課題の解決に取り組むとともに、様々な課題に対しての教員定数の確保を国に強く要望しています。

計画に「知・徳・体をバランスよく備えた人づくり」とあるが、これからの時代に適合する子供たちを育てるためには、得意分野を伸ばす教育を推進するべきであり、無理に「知・徳・体」のバランスを保つような取組を行えば、伸ばせるはずの得意分野の能力をつぶしてしまうことにつながるのではないか。

第2章第3節の教育分野における将来像には、「子供たちは、社会で生きていく上で基盤となる確かな学力、豊かな心、健やかな体の『知・徳・体』をバランスよく備えるとともに、変化の激しい時代においても自らの将来の夢や目標を実現できる新しい時代に必要な資質・能力を身につけています」と記載しています。

このように、「知・徳・体」を基盤とした人間としての総合力は、 これからの社会を生きていく上で、土台となる大切なものです。 その土台の上に、変化の激しい時代においても、自らの個性を生 かし、将来の夢や目標を実現できる力を子供たちに育成していく こととしています。

意見の概要	県教育委員会の考え方
本県教育をめぐる状況では、今後、多様性が進んでいくと考えられており、長期総合計画のめざす方向の1つにも「誰もが働きやすく、多様な人生を楽しめる社会づくり」とある。にもかかわらず、一律に学力向上や体力向上の目標を掲げることは、子供の多様化を認める教育にはなっていないと考える。	これからの社会を生きていくためには、まず、土台となる「知・徳・体」を基盤とした人間としての総合力の育成が必要であり、 その土台づくりに向けて、指標となるいくつかの目標を掲げています。 このような土台の上に、自らの個性を生かし、将来の夢や目標を実現できる力を子供たちに育成していくこととしています。
この先の5年10年は、テクノロジーの進化で、誰も体験したことのない社会になるのは間違いない。テクノロジーの進化同様に、教育も形を変えていくべきであると考えるので、もう少し、テクノロジーに明るい一流の起業家の意見を取り入れたほうがよい。	本計画の策定に当たり、20名の委員で構成する「きのくに教育審議会」を設置し、本計画について意見をいただきました。委員は、企業経営者や大学教員、保護者代表等、様々な分野の方々で構成しており、御意見にあるような観点からも審議いただきました。また、審議会以外にも、様々な立場の方々から意見をいただき、計画内容に反映しています。

(2)個別の項目について

計画案ページ	意見の概要	県教育委員会の考え方
26	グローバル人材の育成の項目の〈現状・課題〉では、 伝統・文化について、現状については記載があるが、課題が書かれていない。例えば、伝統音楽や和楽器などの 指導も不十分のように思う。グローバル化の時代におい て、英語教育と伝統・文化の教育は車の両輪であり、ぜ ひ、伝統・文化についても明確に課題を記載してほしい。	第2章第2節の本県教育をめぐる状況に「異なる文化や新しい価値観を理解するには、英語等の語学力・コミュニケーション能力はもちろんのこと、我が国や郷土を愛し、誇りに思うとともに、我が国や郷土が育んできた歴史や伝統、文化に立脚した広い視野をもつことが必要です。特に本県には、長い歴史の中で形成・伝承されてきた貴重な文化遺産等が数多くあることから、これらを活用した教育を進めていくことが重要です。」と課題を記載しています。 このようなことから、グローバル人材の育成やふるさと教育の推進、文化芸術に親しむ環境の充実、文化遺産の保存と活用の推進等について計画に記載しています。

計画案ページ	意見の概要	県教育委員会の考え方
38 39	教員の指導力には差があるため、教育委員会は、子供 たちの教育よりも教員の教育に力を入れるべきだと考 える。	第3章将来像の実現に向けた取組の基本的方向2に「3.教職員の資質・能力の向上」の項目を設けており、その方針に基づき、 教職員の資質・能力の向上に取り組んでまいります。
59 68	「県立自然博物館の移転・リニューアル」「県立紀伊 風土記の丘資料館を考古博物館に再編」との記載があ る。どちらの施設もこれまで県民に親しまれてきた施設 であり、実施に当たっては、どのような施設にするのか、 広く県民の意見を求めていただきたい。	県立博物館の移転・リニューアルと県立紀伊風土記の丘資料館の考古博物館への再編につきましては、県民の皆様に親しまれ、活用しやすい施設となるよう、様々な方面からの意見を参考にし、取組を進めてまいります。
58 59 60	博物館や図書館、公民館等の社会教育施設のよりよい活用のために、まずは、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所の設置、和歌山県たばこ対策指針の改定、和歌山県未成年者喫煙防止条例の改正、施設職員を対象としたスモーク・ハラスメント研修の実施を提案する。	現在、国において、健康増進法の改正について議論がなされているところであり、本県においても、国の動向を踏まえ、受動喫煙防止対策等に取り組むこととしています。県の取組に沿って、県教育委員会が所管する施設等についても、対応してまいります。